

長泉町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との
調和に関する条例（仮称） 骨子案

令和元年 12月

長泉町

1 条例の名称

長泉町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（仮称）

2 条例の骨子

・目的

富士山・愛鷹山等の美しい景観、長泉町の豊かな自然環境及び町民の安全・安心な生活環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために必要な事項を定め、豊かな地域社会の発展と地球温暖化対策の推進に寄与する。

・関係者の責務、役割

（町の責務）

町は、目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、本町における景観、自然環境及び町民の生活環境に十分配慮するとともに、利害関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

（町民の責務）

町民は、目的を達成するため、町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

・条例の適用となる事業

①太陽光発電設備を設置する事業で、次のいずれかに該当する事業

ア 事業区域が1,000㎡以上の事業

イ 建築物に太陽光発電設備を設置する事業のうち、太陽光モジュールの総面積が1,000㎡以上となる事業

②風力発電設備を設置する事業で、次のいずれかに該当する事業

ア 事業区域が1,000㎡以上の事業

イ 風力発電設備の高さが10m以上若しくは稜線を超える事業

・抑制区域

- ①町長は、次の区域のうち特に必要と認められるものについては、再生可能エネルギー発電設備を設置する事業を抑制する区域として指定することができる。
- (1)豊かな自然環境、優良な農地及び良好な森林環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域
 - (2)地域を象徴する優れた景観として、良好な状態が保たれている区域
 - (3)土砂災害その他自然災害が発生するおそれがある区域
 - (4)歴史的又は郷土的な特色を有している区域
 - (5)生活環境の保全上支障が生ずるおそれがある区域
- ②抑制区域については、関係規則にて定める。（別紙抑制区域参考図参照）

・届出

事業者が事業を施行するときは、事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出の前までに届出を行う。

・同意

- ①事業者が事業を施行するとき、または事業を変更しようとするときは、町長の同意を得なければならない。
- ②町長は事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置するときは同意しない。
ただし、建築物に設置する場合を除く。
- ③町長は届出内容が次の基準に適合しているときは、同意する。同意の際に必要な条件を定めることができる。
- (1)事業者及び工事施行者が事業を実施するのに適していると認められること。
 - (2)長泉町土地利用事業に関する指導要綱の基準に適合していること。
 - (3)長泉町景観計画に定める景観形成基準に適合していること。

・事業の承継

事業者から地位を承継した者は、町長にその旨を届け出なければならない。

・維持管理等に関する報告

- ①事業者は、設置をした再生可能エネルギー発電設備について、適切な維持管理を行うとともに、異常が確認されたときは、速やかに必要な対策を講じなければならない。
- ②町長は、維持管理の状況について、事業者に対し適宜報告を求めることができる。

・事業の廃止

- ①事業者は、事業を廃止したとき、速やかに町長にその旨を届け出なければならない。
- ②事業者は、事業廃止後、再生可能エネルギー発電設備を事業区域に放置することなく、速やかに撤去するとともに、適正に処分しなければならない。

・報告及び立入調査

町長は、条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告、資料の提出を求めることができる。又は、職員に事業区域に立ち入らせ、事業に関する必要な調査を行わせることができる。

・指導、助言及び勧告

- ①町長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、指導又は助言を行うことができる。
- ②町長は必要な届出や報告を行わなかった者、虚偽の届出や報告を行った者、立入調査や指導、助言に応じなかった者等に対して勧告を行うことができる。

・公表

町長は、勧告を受けた事業者が勧告に従わないときは、勧告に従わない事業者の氏名及び住所、勧告の内容を公表することができる。